

新型コロナウイルス感染症患者の自宅療養をやめ、国の臨時医療施設の設置による入院治療を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の急激な拡大により、医療体制は危機的な状況にあり、事実上の崩壊状態に陥っている。医療崩壊の典型として、感染患者の自宅療養が激増していることがあげられる。

自宅療養を余儀なくされた中等症患者及び軽症患者は、家庭内感染や重症化のリスクに怯えながらの療養生活を強いられている。そして、自宅療養中の患者が死亡する例も報告されており、多くの国民がこのような医療体制に不安を覚えている。

感染症の終息が見込めない中、入院できる体制が整わないままに自宅療養を拡大していく状況は極めて危険であると言わざるをえない。日本医師会からの提言にもあるように、臨時の医療施設を設置し、集中的に医療サービスを行う場所の確保と医療従事者の確保が不可欠である。いかなる場合にも国民の命を守り、安心した生活が送れる医療体制の確立が急務である。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症から国民の命を守るよう下記の事項について強く要望する。

記

1. 自治体と協力して大規模イベントホールや体育館等に臨時の医療施設を設置するなど、新型コロナウイルス感染患者を受け入れる病床数を増やし、自宅療養をやめること。
2. 関係団体の協力を求め、医療現場の安全確保と医療従事者の処遇改善を図り、人材確保を行うこと。
3. 感染抑制のためにも検査を徹底し、軽症者と無症状者までの入院治療を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月29日

広島県庄原市議会

(提出先)内閣総理大臣/厚生労働大臣